

◎議 事 日 程（第 5 号）

令和 4 年12月23日（金曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 議案第49号 愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 3 議案第50号 愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 4 議案第51号 愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第52号 愛西市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 日程第 6 議案第53号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第54号 愛西市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第55号 愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第56号 調停の申立てについて
- 日程第10 議案第57号 愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第58号 愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第59号 愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第60号 愛西市川淵地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第61号 愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第62号 愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第63号 愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第64号 令和 4 年度愛西市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第18 議案第65号 令和 4 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第19 議案第66号 令和 4 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第20 議案第67号 令和 4 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第21 議案第68号 令和 4 年度愛西市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第22 議案第69号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第70号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第71号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第25 議案第72号 愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第73号 令和4年度愛西市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第27 議案第74号 令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第75号 令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第76号 令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第77号 令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第31 請願第3号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書
- 日程第32 議案第78号 令和4年度愛西市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第33 委員会付託の省略について
- 日程第34 議案第78号 令和4年度愛西市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第35 発議第1号 愛西市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第36 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査について
- 日程第37 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 渕 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
市民協働部長	人 見 英 樹 君	企画政策部長	西 川 稔 君

教育部長	三輪進一郎君	保険福祉部長	小林徹男君
健康子ども部長	清水栄利子君	産業建設部長	宮川昌和君
消防長	加藤義久君	上下水道部長	山田英穂君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲尾和彦	議事課長	大原守人
書記	猪飼隆善	書記	杉本昌哉

午前 9 時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

じゃあ、おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

次に、本日、追加議案が提出され、開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として議案第78号、発議第1号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託いたしました議案等につきまして、それぞれ審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（石崎誠子君）

総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、12月15日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

議案第49号：愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、主な質疑で、個人情報保護法の改正について、現在の愛西市の個人情報保護条例と比べると、個人情報の収集、保護について不安があるのが質疑に対し、法改正の目的は、全ての地方公共団体に適用される全国的なルールを法律で規定し、個人情報の保護のほかにも利活用の適正なバランスを実現することであるが、個人情報の取扱いについては、おおむね現状から変更するものではないという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第49号は賛成多数で原案のとおり可

決されました。

議案第50号：愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、主な質疑で、従来の個人情報保護条例での審査請求はどこが担っていたのかの質疑に対し、愛西市情報公開条例に規定されている愛西市情報公開審査会が行っていたという答弁でした。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第50号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第52号：愛西市職員の定年等に関する条例等の一部改正等については、主な質疑で、管理職定年後の職員の配置は、人事のジョブローテーションに基づくのか。後継者育成を考慮し、経験のある部署を考えているのかの質疑に対し、残った職員が先輩方の知識、経験を生かせるような人員配置を考えていきたいという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第52号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第53号：愛西市手数料条例の一部改正については、主な質疑で、現在飼っている犬にマイクロチップを装着した場合、どのように登録するのかの質疑に対し、登録は所有者が環境大臣指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会で行うという答弁でした。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第53号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第57号：愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから議案第62号：愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでは、主な質疑で、審査結果で評価された点は。また、いい取組についての横展開はの質疑に対し、協議会収支が健全で人的能力がある。アンケートが高評価などであった。横展開については、コミュニティ推進協議会で情報共有を行っているとの答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第57号から議案第62号は、いずれも全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第64号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、電力使用に関し、各指定管理業者へ省エネの依頼はの質疑に対し、施設担当課から節減について通達しているが、必要な事務、住民サービスは低下することができないため、できる範囲で依頼しているという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第64号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第69号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第71号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、質疑もなく、反対討論はありませんでしたが、採決の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第72号：愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、質疑はなく、賛成討論があり、採決の結果、議案第72号は全員

賛成で原案のとおり可決されました。

議案第73号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第9号）は、質疑もなく、反対討論はありませんでしたが、採決の結果、議案第73号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

請願第3号：「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書は、まず請願紹介議員への主な質疑では、この請願の背景、趣旨はの質疑に対し、平成28年に制定された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律で要請されている国及び地方公共団体からの財政上の措置、検討がなかなか進まないという状況があり、フリースクールに通っている方の保護者からの要望が全国一斉請願プロジェクトとして現れたと理解しているという答弁でした。

次に、市への現状の確認では、市で適応指導教室「すまいる」を設置しているが、令和4年度の利用人数は。また、民間のフリースクールに通っている人数はの質問に対し、令和4年度現在、小学生が7名、中学生が22名と把握している。フリースクールの関係は、小・中学生合せて3名ほどと確認しているとの答弁でした。

また、愛西市の方から財政支援についての具体的な声はあったかの質問に対し、現状としては、フリースクールの関係での市への声は確認していないとの答弁でした。

質疑の後、まず反対討論があり、市としての現状は、不登校児童・生徒が通える施設で対応しているため、今回は賛成できないという意見がありました。

次に、賛成討論があり、フリースクール、多様な学習機会については、国が支援していくべきだというのが法律の理念。市議会としても国に対して意見書を送りたいという意見がありました。

採決の結果、請願第3号は賛成少数で不採択となりました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（杉村義仁君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長報告をお願いいたします。

#### ○建設福祉委員長（原 裕司君）

建設福祉委員会の結果を報告いたします。

建設福祉委員会は、12月16日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審議いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

初めに、議案第51号：愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について、主な質疑では、人員配置を1名増との説明だが、現在の補助金額と、今回、人件費等による増額分補助金の内訳はの質疑に対し、令和4年度予算において、人件費補助は1,279万2,000円で、増額分として会計年度任用職員1名分約250万円、建物維持管理約200万円を予定しているとの答弁でした。

また、交流拠点施設として観光案内所が位置づけされている建物の間取りは。今後、観光案内所は観光協会が指定管理となるのかの質疑に対し、1階は案内所、事務室、会議室、倉庫、2階は小屋裏物置となる。観光協会が運営し、市が建物の維持管理を行い、指定管理の考えはないとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第51号は賛成多数で可決されました。

議案第54号：愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、主な質疑では、今後、社会福祉会館は解体を予定しているとのことだが、建物について利活用は検討されたのかの質疑に対し、大規模改修、売却、解体、他事業への活用を含め検討した。都市計画課による概算で、長寿命化修繕7,000万円、解体約400万円の費用額の試算となった。施設活用の用途も限られていることから解体をすることになった。解体後の利用については、地域福祉計画の中で総合的に考えていくとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第54号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第55号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について、主な質疑では、利用時間延長となれば、事業所において支援員の手配も必要である。利用者の手続の手順はの質疑に対し、年度初めに通常の利用、長期休みの利用、今回の延長利用の希望を申し込む。各利用月の前月中頃までに各児童クラブに利用日を申し込むことで、事務局が支援員のシフトを組む手順となるとの答弁でした。

また、月額3万円の積算根拠はの質疑に対し、3万円の内訳は、人件費2万8,000円で、時間給1,152円、職員2名、延長時間30分、利用日24日で積算。光熱水費は2,000円との答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第55号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第56号：調停の申立てについて、主な質疑では、使用貸借契約の期間及びこれまでの話し合いの場はの質疑に対し、土地は平成6年2月1日から令和6年1月31日、倉庫は平成7年4月1日から令和6年1月31日、建物は平成7年5月1日から平成8年3月31日。話し合いの場については、公式の議事録はないが、令和2年から令和4年8月にかけて3回、市の意向を伝える場を設けたとの答弁でした。

また、今後の進め方及び市の意向はの質疑に対し、弁護士との契約を結び、調停の申立てを裁判所に行い、調停の話し合いの場を設けることになる。市の意向は、売却、有償での貸与を考えているとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第56号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第63号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について、主な質疑では、指定期間が2年となっている理由はの質疑に対し、整備事業では、今後、都市公園も含めての指定管理を考えている。産直施設が令和7年4月にリニューアルするまでの既存施設を指定管理

期間としたとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第63号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第64号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会に付託を受けた部分について、主な質疑で、6款農林水産業費、1項農業費、6目農業施設管理費、17節備品購入費の観光案内施設備品で、森林環境譲与税で整備されているが、その内容は質疑に対し、愛知県産の木材を使用し、カウンターに約200万円、壁面に約100万円の建材を使用するとの答弁でした。

また、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育園費の光熱水費で、県より直接、指定管理に関して支援金はあるが、民間保育園等の支給金はの質疑に対し、民間保育所については、愛知県保育所等光熱費高騰対策支援金により、県より直接保育所に支給されるとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第64号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第65号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、質疑、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第65号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第66号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、主な質疑では、介護保険施設等新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費の補助金を活用できる施設数及びこれまでの補助施設はの質疑に対し、補助金を活用できる施設数は30施設、これまでに整備内容にもよるが、一、二施設が補助金を活用しているとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第66号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第67号：令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）については、質疑の後、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第67号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第68号：令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）については、質疑の後、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第68号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第74号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第75号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第56号：令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第4号）、議案第77号：令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第3号）については、質疑、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第74号、75号、76号、77号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、建設委員会の委員長報告を終わります。

大変失礼しました。先ほどの説明の中で議案第76号のところを56号と発言、訂正させていただきます。76号でございます。よろしく申し上げます。

○議長（杉村義仁君）

御苦労さまでした。

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

馬淵議員。

○1番（馬淵紀明君）

議案第54号のところの解体費のところ、ちょっともう一度確認で、数字が間違っていないのかなと思ひまして。

○建設福祉委員長（原 裕司君）

言い間違えたのかも分かりませんので、再度報告させていただきます。

長寿命化修繕7,000万円、解体約4,000万円の費用金額で試算したという報告でございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

ほか、質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第49号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第2・議案第49号：愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第49号：愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

国の個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、愛西市個人情報保護条例を廃止し、法律の施行に伴う条例の制定をするという議案であります。もともと様々な自治体で創意工夫がされ、制度化が進められてきた個人情報保護条例がありました。このそれぞれの自治体の特性をなくし、国の法律に統一をし、個人情報保護制度を画一化するということが大変問題であります。

そういった点で、この法律は3つの点で憲法違反になるのではないかと、そのように考えます。

1つは、憲法に定める地方自治の本旨、憲法第92条に反し、2つ目には、地方公共団体の条例制定権、同憲法の94条を不当に制限する。3つ目には、地方公共団体における個人情報保護制度全般の後退を招くことが危惧されます。これによって個人のプライバシー権、憲法の第13

条が侵害される可能性が増大することになります。

デジタル社会推進ということで法改正がされておりますが、個人情報保護がされない状況が進む可能性があり、デジタル社会を維持できなくなる、そういうことが考えられます。また、今回の国の法律では、個人情報の利活用を行うということに道を開くことになります。個人情報保護を保護することと利活用をするという相反することを進めることは、保護の基準を緩めることになるのではないのでしょうか。今まで制限されていた内容について、その制限が取り払われる状況となりました。

例えば個人情報の収集については、個人から行うこととするという文言がなくなったり、要配慮個人情報については、収集をしないという文言がなくなったり、オンライン結合については、オンライン結合を行わない、そういう文言がなくなりました。

また、匿名加工情報ということで匿名だからいいだろうという前提なのか、その匿名加工情報についてはどこにでも提供する、制限がなくなったということになります。

今回、個人情報を広く収集し、利活用を行うということを進める国の法律に対して、それを施行するための市の条例制定については反対であります。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第49号：愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

個人情報を大量に保有しているのは、国や、こういった私たち地方自治体です。こうしたデータと連携して、もう既に民間の事業者が事業を展開し、拡大しつつあるのが今の現状であり、さらにこのデータを加工情報として民間が利活用するという大変な条例だと感じております。

また、条例を自治体に改正させ、法体系を一本化させ、国の基準に合わせて緩和する個人情報保護の条例改正は、市は何ら支障はないとの趣旨の答弁が続きましたが、マイナンバー制度と一体になった個人情報の扱いに関する条例改正であって、今現在でもどこまでこのマイナンバーカードに機能を付加するのか、またポイントなどを使ってマイナンバーカードを持つ人を増やすなど、やはり趣旨に反した広げ方がされております。

また、データが漏れる事件が続く状況下の中で、このような条例の制定には賛成ができませんので、反対といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第49号を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第50号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第3・議案第50号：愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第50号：愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

従来、情報公開審査会の名称であった審査会を名称変更にし、新たに情報公開・個人情報保護審査会を設置するという内容の条例制定であります。

このことについては賛成ではありますが、先ほどの49号の個人情報施行条例と個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてとの反対の内容でもお話をしましたが、この個人情報に適切な取扱いを行い、そして、個人情報の利活用を行っていくということに今後なるわけですが、この条例でも、第2条で個人情報の適正な取扱いの確保について、調査・審議するために設置をするということをしておるところであります。

そういうことを考えると、今後、この個人情報保護についてしっかりとこの審査会に調査・審議をしていただいて、個人情報保護につながることを行っていただくということを求めるものであります。個人情報の保護を最重点に保護し、そして調査・審議を行っていくということを求め賛成とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

議案第50号を採決いたします。

議案第50号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第51号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第4・議案第51号：愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第51号：愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について、反対討論を行います。

現在、この条例に書いてあります観光案内所施設については、現在建設されている、大がかりな開発事業として行われています道の駅周辺整備事業の中の一環として建設されているものであります。その点でまず賛成ができないという点です。

さらには、今回質疑の中でも、観光案内所の一部が愛西市観光協会の事務所として使用されること。また、施設使用料金等が明確でないこと。さらには事務所として貸す代わりかどうか分かりませんが、観光案内事業を無料で観光協会に業務委託することなど、大変問題点があると思われまます。

一般会計補正予算（第8号）の観光案内施設備品に関しても、観光協会で使用する机等も含まれていることも含めて、やはり問題があるとして反対をいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第51号：愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

立田ふれあいの里周辺整備を待たずして、観光センターをまず開設するのはなぜなのか、そのような内容の条例制定です。

私の1つ目の疑問は、道の駅周辺事業により、なぜ先に整備を急ぐ必要があるかということです。委員会では、現在、法違反がある状態であるとの答弁もありましたが、それは理由にはならないと考えます。確かに平成31年度の一般会計補正予算審議のとき、商工会補助金で補助金返還が発生したとの説明がありました。立田ふれあいの里運営連絡協議会と観光協会、この2つが商工会館の一角を無償で使用していたことが目的外利用に当たると国から指摘があり、立田ふれあいの里運営連絡協議会は、平成20年4月から将来にわたる約46年分の約274万円、観光協会においては、平成23年8月から約43年分の約274万円を返還することになりました。

国から、退去については強く求めることはしないということが言われているという説明がありました。よって、観光協会だけが退去を急ぐ理由はどこにもなく、道の駅周辺整備と同時に観光センターも進め、管理も市直営とする必要もなく、道の駅全体と一緒に行うのが効率がよいと考えます。また、市における観光協会の位置づけについても問題があると考えます。

観光協会がつけられるとき、独立採算で運営するという方針が示されておりました。しかし、今回の観光センター運営は、観光協会に委託を出すのではなく、人件費1人分の補助金を増額して運営するとの説明があり、センター内の備品も市がそろえ、施設の管理は市が直営で行うとの説明がありました。成果が求められない補助金ではなく、事業評価がされる委託契約で運

営すべきです。

現在、愛西市の観光協会は、副市長が副会長を務める任意団体です。津島市の観光協会是一般社団法人、岩倉市はNPO法人として運営をしており、市内の経営者が運営に関わり、事業委託や指定管理で人の関係にもきちんと線を引いた独立した運営をしています。今の愛西市の任意団体の状況では適切な委託契約もできません。他の観光協会では自主事業でイベントなどを行って収益を上げる努力もしています。

愛西市は合併当時から、今後行政だけでは公的福祉が担えなくなると、新しい公共として市民団体育成を進めるために、団体に対しては補助ではなく市の課題解決に対して評価し、報償を支払う委託という仕組みに転換をしてきたはずです。初心に戻り、観光協会においても同様の考え方で、観光協会がより独立した活動ができるような団体の仕組みに変えていくべきだと考えますので、反対といたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

2番・佐藤旭浩議員、どうぞ。

○2番（佐藤旭浩君）

では、議案第51号：愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

愛西市の観光案内所の設置については、本市には市江車や蓮見の会といったイベント、船頭平閘門、あとは観光船、道の駅立田ふれあいの里、豊富な農産物などの魅力的な観光資源があり、それらを市内・市外にPRしていく。市民の方には地域の魅力を伝えること、市外の方には、愛西市の知る機会を発信していくことが必要だと思われれます。

そのため、愛西市の観光拠点であり、多くの人が集まる立田ふれあいの里に設置すれば、本市の特産品や市の新たな魅力を発信し、市民の皆様や市外の方々にもPRできる重要な拠点施設として取り組んでいただけることを期待して賛成討論とさせていただきます。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見がある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第51号を採決いたします。

議案第51号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第52号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第5・議案第52号：愛西市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてを

議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第52号を採決いたします。

議案第52号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第53号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第6・議案第53号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第53号を採決いたします。

議案第53号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第54号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第7・議案第54号：愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

議案第54号：愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

提案理由として、立田社会福祉会館を行政財産の用途廃止、普通財産に変更し解体するという説明でしたが反対します。その理由は3つあります。

まず第1に、この建物は昭和62年に竣工し、建築基準法でいうと昭和56年6月に改定されており新耐震基準で建設されています。この建物は現在の設計基準を満たしていること、つまり

大震災でも倒壊しない頑丈な建物です。この年代の建物を解体するような企業も自治体も普通はありません。また、残存簿価も残っており、もし解体するのなら、市の財産を勝手に処分したということで住民から責任を問われることになります。

第2に、大規模修繕として7,000万円と説明しているが、信用できません。この建物を公共施設として使用する場合、大規模修繕費用が必要と説明していますが、その内訳の中に設計料として840万円と答えています。大規模修繕に設計料など必要ありません。工事会社が通常は施工図を作成する程度であり、設計を行う理由がありません。設計が必要なのは建物を新築する場合であって、例えば基礎工事の設計、あるいは建物の強度設計、消防用空地だとか防火区画、消防設備、電気、空調、給排水、日影などに必要な場合に設計が必要であります。単なる大規模修繕に設計など全く必要がありません。したがって、このような大規模修繕費用は信用できません。

第3に、愛西市には建築に知識のある職員が誰もいません。愛西市には確認申請を受け付ける仕事も行っていない。先ほど言いましたとおり、建築に知識のない職員が建築を担当しているために、必要もない設計料まで積算しています。そして、住民の財産である社会福祉会館を解体するような条例を提出しています。

最後に、この社会福祉会館だけでなく旧八開庁舎も含め同じ年代の建物でありまして、きちんと手入れすれば、立田道の駅にある商工会館や発達支援センターなどに使えるのに、有効活用もせず次々建物を建設し、一方では資産価値のある社会福祉会館を4,000万円もかけて潰すための条例を提出していますが、愛西市はどれだけ無駄な行為をしているか、やっぱり自覚してほしいと思います。

したがって、愛西市社会福祉会館を普通財産に移行し、解体することに反対いたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第54号：愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の条例改正は、福祉会館を行政財産の用途廃止するという提案であります。それと同時に、今後それを解体してしまうということまで考えられています。もともと市が社会福祉関連施設としての利用の予定がないということでありましたが、今、福祉サービスが拡大する中で、今後新たに活用する可能性は十分あると思います。

最近、愛西市の社会福祉協議会が新たに相談支援事業所を市役所前に開設いたしました。こうした団体での活用などを相談することも十分に行うべきだというふうに考えます。

愛西市にとっても様々な住民サービスにまだまだ施設を活用する余地はあると思うので、そうした点でも、安易にこれを普通財産にし、解体をしていくことについては反対をいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第54号：愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

立田の福祉会館を行政財産から普通財産にする改正です。今後の利活用については、築35年でありながらも解体して更地にするという説明がありました。この改修費の7,000万円についても、北側の出入口の老朽化が進んでいることが大きな予算を占める内容であります。出入口は西側にもあります。いろんな利用の仕方を考えれば、これだけの7,000万という金額がかかるということは信じるできません。

また、八開、立田地域は特に人口減少が著しく、それだからこそ昼間の人の動きが大変重要になり、人の移動があれば、喫茶店やコンビニ、スーパーなどの商業施設を残すことにつながるのです。

また、答弁の中では、今後の利活用について検討したということを経済されましたが、庁舎内で検討したにとどまり、具体的な民間等への打診はされていない状況であります。また、今後人口減が進む地域の人の生活を守るためにも、有効利用のための売却、賃貸の努力はすべきです。

また、こうした公共施設の廃止は福祉部署だけで判断せず、まちづくりの観点からも市全体で慎重に協議決定すべき問題だと考えますので、この条例改正は時期尚早ということで反対をいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第54号：愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場から発言いたします。

このたびの条例の一部改正は、立田社会福祉会館に関する規定を削除するものです。立田社会福祉会館は昭和62年に建設され、当初は立田村の福祉センターとして地域の皆さんの健康増進に努め、合併後は社会福祉会館として立田地域を中心とした社会福祉の拠点を持ってきました。特にあいさいわかばは、児童発達支援センターとして児童福祉への貢献は特出するものがあります。その後、本年7月にオープンした発達支援センターにあいさいわかばは移行しています。

本市は平成17年4月1日に佐屋町、立田村、八開村及び佐織町の2町2村の合併により誕生した市であり、合併前の自治体が整備してきた施設は、合併による重複も見受けられるため、本市に見合う施設規模にしていく必要があります。そこで国の指針も踏まえ、策定されたのが愛西市公共施設等総合管理計画です。

人口減少に伴う税収の減少や、少子高齢化に伴う経費や福祉サービスを充実させるための費

用などの増加等、限られた財源の重点的、効率的な活用が求められています。こうした点から本議案に賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第54号を採決いたします。

議案第54号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第55号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・議案第55号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

最初に、17番・高松幸雄議員、どうぞ。

○17番（高松幸雄君）

議案第55号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

この条例の一部改正は、本市の放課後児童クラブ終了時間を現在の午後6時30分から午後7時まで延長することができることとするとともに、延長を利用した場合の利用料は月額2,000円、4月1日から同年1学期始業日まで500円、1学期最終日から2学期始業日まで2,500円、2学期最終日から3学期始業日まで500円、3学期最終日から当年3月31日までを500円として、子供の安全確保と子育て家庭の保護者が安心して働くことができる環境を整備し、女性の社会的な活躍のためのものであります。

夫婦共働きが増える昨今において、本来なら祖父母が近くにおいて面倒を見てもらえばいいのですが、それがかなわない夫婦にとって、午後6時半までに子供を迎えに行くことは難しくなっています。女性の社会進出、就業体系の多様化、核家族化、地域のつながりの希薄化等が進み、これからの時代では、放課後児童クラブのよりよい量的拡充、質的拡充が求められるようになりつつあります。

近隣市の公設の児童クラブにおいても、午後7時まで延長している自治体が増えています。ファミサポに依頼するという方法もありますが、毎日1時間利用すると月1万5,000円ほど必要で家計を圧迫することになるので、延長した場合の利用料を月額2,000円等に設定することで家計の負担を軽減でき、子育てと仕事が両立できる環境づくりと女性の社会的活躍を応援することができます。

また、以前から要望もあり、近隣市町村の動向を調査していたというタイミングでもあったということで、市民の方の要望に応えることができます。

以上のことから賛成討論とします。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第55号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

保護者の働き方を支援する条例改正とのことで、児童クラブの開設時間が延長される改正です。多様な働き方を支援するという意味で賛成しますが、子供の立場からこの改正について、私なりの考えを少し述べさせていただきたいと思います。

私には、7時過ぎに家に帰り、お母さんが夕飯の支度をし、食事をし、宿題をし、お風呂に入るといふ慌ただしい生活をする子供たちの姿が私の頭には浮かびます。子供と親のコミュニケーションの時間はあるのでしょうか。子供の目から見れば、決してうれしい改革とは言い切れない一面があると私は思っています。

病児病後児保育も同様です。欧州先進国では、病児病後児保育のサービスはないそうです。子供が病気のときは両親のどちらかが仕事を休むことが当たり前の社会なのです。病気のとき、他人に預けられる子供はどれほど不安でしょうか。

今回のような条例改正が必要でない、子育て中の保護者が子供の成長に合わせて短時間勤務が認められる社会が望まれます。そういった面で日本が大変遅れた社会であることから、賛成はしますが、親支援だけでなく、来年度子ども基本法が制定されるのですから、子供の心や育ちを十分に考えた支援サービスの充実をされることを望み、討論いたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第55号を採決いたします。

議案第55号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第56号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・議案第56号：調停の申立てについてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第56号：調停の申立てについて、賛成の立場で討論いたしますが、少し今までの経緯について発言をさせていただきたいと思います。

この施設の問題は、合併当初から私自身調べて市のほうとお話をしてきた問題でございます。

私は平成26年の議会で介護サービスが措置制度だった頃の名残で、無償でこういった固定資産が貸与されている問題がある。契約期間が30年だが、措置制度がなくなった以降に、業者と契約の改正について話し合ったことがあるのかという発言を平成26年議会の中でさせていただきました。

しかし、今回いろいろ答弁をいただきましたが、その後も契約改正について取組もされず、今日まで来ていることを大変残念に思っております。私自身ももう少し議員として追及すべきだったと反省をしておりますが、今後、人事異動等における申し送りなど問題があると感じておりますので、今後の改善を要望して討論いたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第56号を採決いたします。

議案第56号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決決定いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時45分といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第57号から日程第15・議案第62号まで（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第10・議案第57号：愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから日程第15・議案第62号：愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでを一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第57号：愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから議案第62号の愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまで

を一括して賛成の討論をさせていただきます。

非公募によって各地区のコミュニティ推進協議会が地域の防災コミュニティセンターの指定管理を行うことによって施設の利用と維持を現在しているところでもあります。営利を目的とした民間の事業者ではなく、地域の方々が協力し合って管理運営を行っているところでもあります。

現在、指定管理制度の枠内では、施設の維持管理について、一括して専門的な業者に依頼をしていくということができないという状況であります。今後は公営ということも一つの視野に入れて、維持管理は一括して市が行い、推進協議会が運営を業務請負するということを検討していくことが今必要ではないでしょうか。

だんだん地域の方々が高齢化する中で、運営が非常に難しくなっているということも声として出ているところでもありますので、そういった形で市が直営に変え、そして、地域の方々と一緒にコミュニティセンターを運営していくということを今後考えるべきという内容を求めて賛成といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

では、議案第57号から62号のコミュニティセンターの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

さらに今後コミュニティセンターが有効に効果的に利用されるために、一言要望を述べさせていただきますと思います。

介護保険制度で総合事業が始まり、身近な場所でのたまり場づくりが始まりました。当初はコミュニティセンターごとにこういったたまり場を開設するような案も示されていましたが、理由は分かりませんが、今ではそのような案も示されなくなってしまいました。

民間介護施設は月当たり約20万円もかかり、施設入所はせず、在宅での生活が主流になってきています。ちょうど昨日も私はケアマネさんとお会いする機会があり、独りで在宅でお暮らしの高齢者がかなり増え、人手不足の中で十分なケアができていないというお話も聞きました。

子供たちには児童館があるように、高齢者にもぶらりと立ち寄れる場所が必要です。ぜひコミュニティセンターに予約なしで1人でも立ち寄れるスペースを確保し、高齢者の居場所としての機能を加えていただくことを要望して賛成討論といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もありませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第58号を採決いたします。

議案第58号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第59号を採決いたします。

議案第59号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第60号を採決いたします。

議案第60号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第61号を採決いたします。

議案第61号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第62号を採決いたします。

議案第62号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第63号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第16・議案第63号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第63号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について、賛成討論を行います。

いわゆる道の駅の指定管理についてですが、地域の団体や農業従事者等で構成されているこの運営協議会は、これまで問題なく運営を行ってきたので、その点については問題ないと思います。ただ、今回、道の駅周辺整備事業の中で、今後運営が大きく変更されるために契約が2

年間となっていますが、その点で今後の運営に当たって、やはり地域や現在経営されているような事業者などの要望が十分反映させることが必要であります。

やはり地域の様々なまちおこし、地域おこしの拠点として、しっかりと地元の意見や地元が運営できるような、こうしたことをしっかりと考えながらやっていくことが必要でありますので、今後の整備事業の中で、そうしたことにしっかりと反映できるようなことを望みまして、これに対しては賛成をいたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第63号を採決いたします。

議案第63号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第64号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第17・議案第64号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第8号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第64号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について、反対討論を行います。

この補正予算に含まれております放課後児童クラブ利用時間延長のためのシステム改修事業や高齢者のインフルエンザ予防接種への助成、3歳児健診での目の屈折検査機器の導入、佐屋中学校体育館等の車椅子利用改修やトイレ改修、またこの間の燃料価格高騰分の補正予算などは必要なものであり賛成です。

しかし、一方でマイナンバーカードは、情報の管理や民間事業等の情報の活用等で個人情報保護の観点から大きな問題があります。現状でこのカード利用をさらに拡大するマイナンバーぴったりサービスの導入や、また観光協会が使用する備品等を含む観光案内設備費の計上には問題があると考えて反対をいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第64号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について、反対の立場で討論を

いたします。

福祉等、大変重要な施策が盛り込まれているのは重々承知しております。しかし、先ほどから個人情報の問題、観光協会の問題の議案で反対をしておりますので、そういった整合性の面から、この一般会計予算には賛成できませんので、反対といたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

13番・近藤武議員、どうぞ。

○13番（近藤 武君）

それでは、議案第64号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算の内容は、総務費関係で主なものとして、ふるさと応援寄附金の増加見込みに対する委託料など1,287万9,000円の増額。また、国の進めるマイナンバーぴったりサービス導入事業に係る経費など1,614万8,000円は、国庫支出金をしっかり活用し進める内容となっております。

ふるさと納税が増加する見込みというのは、市の財源が増えるということとともに、本市を知っていただく機会の増加につながるもので、市としてもしっかりと取り組んできた事業の一つであり、その成果ではないかと思っております。

次に、民生費関係では、主なものとしては、放課後児童クラブの利用時間の延長に係る学童保育システム改修委託料39万6,000円、医療費の増加に伴う子ども医療費、扶助費、850万円が計上されております。

放課後児童クラブの利用時間延長に関しては、さきの議会の中で議論があり、その対応として条例改正を含め、速やかに対応していただいた内容であります。

また、子ども医療費に関しても、対象年齢を引き上げたことによるものが主であり、この件に関しましても、我々も要望し、市が子育て支援の一つとして実現した事業であり、その対応としての計上であります。

そのほかにも衛生費関係では、高齢者インフルエンザ予防接種に関する経費、また母子衛生では、3歳児健康診査の折に使用できるようにするための目の屈折検査機器の購入、農林水産業費関係では、道の駅内に新たに観光案内所が設置されることによる施設備品、教育関係では、学校内での児童・生徒の障害をクリアするための工事請負費などを含め、様々な補正が計上されております。そして、本市全体で燃料価格高騰の影響による公共施設等の施設運営に支障が生じないように、光熱費及び指定管理料で不足が起らないよう補正計上もされております。これらの補正計上された全ての事業などは必要とされる方などを含め、本市の基盤づくりにも必要と考えられるものばかりであります。

現在もそうですが、今後の社会情勢も分からない世の中になってきております。日々の生活にも不安が広がる中、市民の皆様の安心・安全な生活環境づくりを進めるとともに、さらなる市の発展をお願いし、この補正予算について賛成とさせていただきます。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もありませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第64号を採決いたします。

議案第64号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第65号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第18・議案第65号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第65号を採決いたします。

議案第65号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第66号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第19・議案第66号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第66号を採決いたします。

議案第66号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第67号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第20・議案第67号：令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第67号を採決いたします。

議案第67号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第68号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第21・議案第68号：令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第68号を採決いたします。

議案第68号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第69号から日程第24・議案第71号まで（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第22・議案第69号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第24・議案第71号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでを一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第69号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第71号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまで一括して討論をいたします。

まず、令和4年11月4日に開催された第3回の愛西市特別報酬等審議会では、その答申で円安や物価上昇の影響を特別職報酬等の額に反映させるのが適切か現時点で不明であるということの一つの理由として、特別職報酬等の額を据え置くことが適当であるという答申を行いました。

この答申の結論からいっても、この3つの条例の中に入っている特別職の期末手当についても同様の立場で行うべきではないか、そのように考えることであります。つまり、今後もういった報酬等審議会を行いながら判断をしていただければ、今後どのように報酬や手当について考えていくのが適切なのかということが図られることにつながるというふうに考えますので、この3つの条例についてはそれぞれ反対とさせていただきます。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○7番（吉川三津子君）**

議案第69号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

令和2年から令和4年までの期末報酬について調べてみました。議長につきましては、令和2年が約203万円、令和3年が197万円、令和4年は200万円。副議長については、令和2年が183万円、令和3年が178万円、令和4年が180万円。私たち議員は令和2年が162万円、令和3年が158万円、令和4年が約160万円というような結果を議会事務局のほうから試算を示していただきました。

これを見ると、確かに昨年度はコロナ禍であるということで、令和4年に令和3年分の期末手当を削減するという手だてが打たれました。令和2年と比較すると、確かに令和4年は減額しております。しかし、今の生活保護者、そして年金生活者の方たちはこういった受給額が変わらず、想像以上の物価高騰で大変疲弊し、暖房費までも節減せざるを得ないという、そんな状況に陥っているのが現状でございます。

そういった方々と関わる私といたしましては、我が身だけがこういった期末報酬を値上げするということについては賛成ができませんので、反対といたします。

**○議長（杉村義仁君）**

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第69号を採決いたします。

議案第69号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第70号を採決いたします。

議案第70号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第71号を採決いたします。

議案第71号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第72号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第25・議案第72号：愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第72号を採決いたします。

議案第72号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第73号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第26・議案第73号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第9号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

さきとおり、私が反対した予算のほうが含まれておりますので反対いたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

河合議員。

○4番（河合克平君）

通告してなかったですか、通告してあったんですが。

議案第73号の令和4年度愛西市一般会計補正予算……。

○議長（杉村義仁君）

ちょっとお待ちください。

○7番（吉川三津子君）

議長、ひょっとして私が通告してなくて、河合さんのほうが通告されていたというようなことはないでしょうか。私の……。

○議長（杉村義仁君）

ちょっと暫時休憩をお願いします。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（杉村義仁君）

再開します。

すみません。吉川さんと河合さんとちょっと間違えておりましたて申し訳ございませんでした。ちょっと私の手違いでございました。どうも申し訳ございません。

したがいまして、吉川さんの発言はなしで議員の……。

○7番（吉川三津子君）

取消しをお願いします、私の発言のところは、じゃあ。

○議長（杉村義仁君）

吉川議員の発言はなしということでよろしいですね。

それで、次に、4番・河合克平議員の討論を許します。

○4番（河合克平君）

その前に議長、発言の取消しは多分、議場の取消しのための手続が要ると思いますので……。

○議長（杉村義仁君）

すみません。発言の取消しということはできませんので、そのまま通告の……。

○7番（吉川三津子君）

暫時休憩しましょう。

○議長（杉村義仁君）

暫時休憩をお願いします。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（杉村義仁君）

すみません、会議を再開いたします。

取消しということになりますと、議運で了解を得なければいけませんので、今回はそのままをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○7番（吉川三津子君）

分かりました。

○議長（杉村義仁君）

じゃあ、すみません。よろしくお願ひします。

吉川さんの発言はそのままでよろしいですね。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○7番（吉川三津子君）

内容等間違いはございませんので、そのまま残していただいて大丈夫です。

○議長（杉村義仁君）

ありがとうございます。すみません。

それでは、次に、通告に従い、河合克平議員の反対討論を許します。

○4番（河合克平君）

では、議案第73号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第9号）について、反対の立場で討論いたします。

今この補正予算については、市の職員の給与を値上げし、手当を増額するという点については賛成ではありますが、特別職の期末手当の増額を含む予算であるため反対とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第73号を採決いたします。

議案第73号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第74号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第27・議案第74号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第74号を採決いたします。

議案第74号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第75号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

日程第28・議案第75号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第75号を採決いたします。

議案第75号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第76号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第29・議案第76号：令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第4号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第76号を採決いたします。

議案第76号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第77号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第30・議案第77号：令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第77号を採決いたします。

議案第77号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・請願第3号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第31・請願第3号：「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書を議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、請願第3号：「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書について、まず賛成の立場で討論いたします。

この内容については、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律による内容として請願の内容となっておりますが、この法律の附帯決議には、不登校生徒に対する支援に当たっては、全ての児童・生徒に教育を受ける権利を保障する憲法ほか、教育基本法及び生存の確保を求める児童の権利に関する条約の趣旨にのっとり、不登校の児童・生徒やその保護者を追い詰めることがないように配慮するということとなっております。児童・生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるようにするという内容が附帯決議で上がっています。

また、不登校生徒の支援については、不登校に関する施策の実施に当たっては、不登校自体は学校生活、その他様々な要因によって生じるものであり、どの児童・生徒にも起こり得るものであるとの視点に立って、不登校が当該児童・生徒に起因するものと一般的に受け取られないように、また不登校というだけで問題行動であるというふうには受け取られないように配慮することということが規定をされています。

そもそも不登校は、取り巻く環境によってどの生徒にも起こり得るものとして捉えることが必要であります。不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮するということ、そして、児童・生徒の最善の利益を最優先に支援するということが必要になります。

この請願では、不登校児童・生徒に対し、多様な学習機会の確保のため、経済的支援制度の確立を求めるということを国に求めた意見書を採択してほしいという内容の請願となっております。どの児童・生徒にも起こり得る不登校は問題行動ではない。その児童・生徒の最善となる支援を行う。その支援の一つとして、フリースクール等に対して経済的な支援を行ってほしいということが求めているところであります。衆議院でも、参議院でも、附帯決議は同内容で行っています。

不登校の子供たちにとって多様な学び方ができる条件が各地で作り出されていますが、愛西市でも、どの児童・生徒に対しても最優先で支援が行われているとは、なかなかそこまで手

が届いていない状況ではないでしょうか。

2022年、今年11月11日には、共産党を除く超党派多様な学びを創る議員連盟が発足をしました。前身の超党派フリースクール等議員連盟から名称の変更が行われましたが、新役員には、会長に丹羽秀樹衆議院議員（自由民主党）、幹事長には浮島智子衆議院議員（公明党）、事務局長には寺田学衆議院議員（立憲民主党）が選出されたと報道がされています。多様な学びをつくるための最優先の支援を求め、学校外で学んでいる子供たちへの幅広い支援を拡大しようということに取り組んでいくということ、この議員連盟でも求めていくというふうに行っているところでもあります。

今回のこの意見書については、党派を超えてその取組をしていくことが必要ではないでしょうか。この意見書を全会一致で採択をし、国に送付をすることについては、今、国が進めている教育機会確保法の理念の実現を後押しするというにもなるのではないのでしょうか。また、超党派議員連盟の取組にも後押しになるのではないのでしょうか。

今回の請願については、どこの誰が紹介議員になったということではなく、内容として必要な内容であるということ、ぜひ議会の議員の皆さんには、様々なことがあるかと思いますが、どの児童や生徒も、多様な学習機会を実現するためにも、ぜひとも賛成をしていただいて、国に求めていくようにできればと考え、この請願書については賛成といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

請願第3号：「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書について、賛成の立場で討論をいたします。

県内の不登校の児童・生徒は過去最多となっており、昨日の新聞では、発達におけるグレーゾーンの子供も増えているとの報道があったばかりです。

多様な子供が増えているということは、多様な学びの場が必要だと私は考えています。フリースクールの利用料は平均で月3万3,000円であり、そして送迎なども伴い、大変厳しい生活になっていると私は想像しております。また、行政の支援が手薄なため、設立校も少ないのが現状であります。全ての子供に学びの場、社会参加の場が確保されることが重要です。

先ほど河合議員からもお話がありましたが、全国でこの請願の採択が進んでいます。誰が紹介議員になったかによって議会が判断したのでは、本当に困っている方々が救われません。内容を重視し、そして子供たちのために、そして子育て中の方々のために、この請願の採択をお願いして賛成の討論といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第3号を採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、請願第3号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第78号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第32・議案第78号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第78号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明いたします。

この補正予算は、国の妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体で実施する出産・子育て応援交付金事業に迅速に対応するための予算として編成をいたしました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,320万5,000円を追加し、総額を256億6,867万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、私のほうから御説明いたします。

6ページ、7ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金で、出産・子育て応援交付金として3,880万3,000円を計上いたしました。

また、16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金では、出産・子育て応援交付金として720万円を計上しております。

その他、本補正予算に係る財源として、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で720万2,000円を計上しております。

歳入につきましては、以上でございます。

歳出につきましては、健康子ども部長より御説明申し上げます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、歳出について御説明させていただきます。

8ページ、9ページを御覧ください。

4款1項3目母子衛生費で、妊娠及び子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施するため、出産・子育て応援事業として5,320万5,000円を計上いたしました。

内訳といたしまして、18節、出産・子育て応援事業の交付金として4,300万円を、それに伴う事務経費として12節でシステム改修委託料1,000万円、11節で郵便料16万2,000円などを計上しております。

なお、実施に要する事業費及び事務費のうち、システム改修に係る部分につきましては、全額国により補助され、そのほかの部分につきましては、6分の5が国、または県により補助されます。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（杉村義仁君）**

ここで精読時間を設けるため、休憩を取らせていただきます。再開は11時35分といたします。

午前11時30分 休憩

午前11時34分 再開

**○議長（杉村義仁君）**

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、議案第78号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

**○4番（河合克平君）**

では、議案第78号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第10号）について質問をいたします。

この内容については、補正の5,320万5,000円ということで補正予算の概要となっておりますが、8ページ、9ページのところにある4款1項3目の12節委託費1,000万円のシステム改修費の内容について、1,000万もどうしてかかるのかなというふうに思うんですが、その内容についてお伺いさせてください。

また、負担金、補助金及び交付金で4,300万円がありますが、出産・子育て応援事業ということで積算をされておりますが、その積算の内容についても教えてください。

また、この交付については、いつを期限にして出産でいただけるのか。また、いつを期限にして妊娠でいただけるのかについて、どこまで遡るのかということも併せて教えてください。

続いて、先ほど6分の1は市の負担ということでお話がありましたが、この出産、妊娠について、より一層市としても支援を行うためにも、市の負担を上げて、より多くの支援を行うべきかというふうに考えますが、そういった検討はされたのかどうか教えてください。

以上、お願いします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

それでは、順次御答弁させていただきます。

まず1つ目のシステムの内容についてですが、現在、システムが健康カルテのみを健康推進課では行っていますが、その健康カルテの内容は、健診、出生届、相談記録等がシステムで管理できるようになっておりますが、これに対して給付事業をひもづけるためのものを構築する。そしてもう一つ、給付管理をするために新たに構築するR-STAGEというものを入れるための経費でございます。

次に、積算の内容ですが、出産・子育て交付金を同時に給付する者、この方は愛西市において妊娠、出産された方286人、転入見込み29人、合計315人です。出産応援交付金のみの方は、愛西市で4月以降妊娠届出をされた方221人、転入見込み9人、合計230人です。

3つ目のいつから事業開始をするのか、またいつまで遡るのかというところですが、支払い事務を行うためシステム改修が必要となりますので、今のところ令和5年3月1日を目標に事業を開始する予定です。

また、事業については、令和4年4月1日以降まで遡ります。また、上乗せ事業の有無についてですが、現在のところ、国の要綱に基づき実施し、今のところ市独自で上乗せ交付を行う予定はございません。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

システムの改修について、給付をするということと併せて現状の健康カルテの中に組み込むということと、今さっきR-STAGEと言われたんだと思うんですが、それについてはどういったものなのか教えていただいてもいいでしょうか。

今、質問した内容のお答えいただいたのを聞いていると、令和4年の4月以前に妊娠されたという方は、その分の5万円の給付はないということでもいいか、確認です。そうすると、4月4日以降に出産された方は5万円で、妊娠して出産された方は10万円という理解でいいのか教えてください。

以上、お願いします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

R-STAGEというのは、福祉分野で使われている給付管理をするためのシステムになります。

また、給付については、令和4年4月1日から事業開始までに出産した場合は、事業開始以降アンケートを実施し、出産応援交付金及び子育て応援交付金をそれぞれ支給します。また、令和4年4月1日から事業開始までに妊娠し、事業開始日以降に出産した場合は、事業開始日以降にアンケートを実施し、出産応援交付金を支給します。出生届出後、乳児訪問にて面接及びアンケートを実施し、子育て応援交付金を支給します。出生届出後ですね。

それから、事業開始日以降に妊娠、出産した場合は、妊娠届出時に面接及びアンケートを実施し、出産応援交付金を支給する。出生届出後、乳児訪問にて面接及びアンケートを実施し、子育て応援交付金を支給します。このようになっております。以上でございます。

#### ○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

吉川議員。

#### ○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第78号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第10号）について質問をさせていただきます。

9 ページの出産・子育て応援事業についてでございますが、いろいろこういった給付金の関係で、別居で家を出られたりとか、調停中とか、離婚をしたりとか、様々な御家庭が、自分が子育てをしているのに、自分がそういった給付金を取得することができないという事例が、この愛西市の中でも何件もございます。今度学校に入学するに当たっても、支援が受けられないような状況にもなっているわけですが、今回の交付金については、妊婦及び産婦と書いてあるんですが、子供を産む女性の口座に入るのか、それとも世帯主のほうに入るのか、その辺を確認させていただきたいのと、こういった家を出られて別居中、調停中、離婚された方、そういった方々への支給の対応についてはどうなっているのか教えていただきたいと思います。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

まず、子育て応援交付金について、令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する者の口座に申請してもらえれば養育者に入ります。また、次にいろいろな御事情でどこでもらえるのかというところですが、住所を有するところで申請をしていただくことになります。以上でございます。

**○7番（吉川三津子君）**

この養育する者の定義がとても微妙なんです。例えば今回の子育て関係の給付金でも、9月現在の児童の手当をいただいた方のところに給付金が入るとか、そういったことになっておりまして、これ、きちんと子供を産む女性に確実に入るのか。それとも先ほどおっしゃるように児童を養育する者というのは、これは女性なのか、男性なのか、誰に入るのか、確実に妊婦に入るような仕組みになっているのか、確認をさせていただきたいと思います。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

この制度としては、出産もしくは育児をしている方がアンケートにお答えして、しっかり面談をして、その様子をもって養育をする者がどなたかというのを確認し、伴走型の相談支援と経済的支援を一緒に行って実施をしているものですので、その部分についてはきちっと面接をしながら実施をしていく予定です。以上でございます。

**○7番（吉川三津子君）**

ありがとうございます。

[挙手する者あり]

**○議長（杉村義仁君）**

馬淵議員。

**○1番（馬淵紀明君）**

議案第78号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第10号）について質問します。

9 ページの交付金のところで、今日いただいている資料の内容のところに、妊娠届時の面談後に5万円と出生届面談後に5万円を受けるということになっておりますけれども、面談の時期について、まず面談はどこで、実施する場所と、それから8か月前後というのは分かるんですけれども、出生届出後にアンケート及び面談を行うのは、いつまでに実施する必要があるのか教えてください。

それから、仮に出産予定日より早く生まれた場合、面談ができないということもあるかもしれませんが、そういう方は対象になるのか。

それからあともう一つ、面談前後でいろんなケースがあると考えた場合、流産や死産、中絶した場合はどのようになるのか教えてください。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず面談の場所とか時期についてですが、この交付金は伴走型相談支援と一体的に行う事業で、まず1つ目が妊娠届出時に行います。この妊娠届出は保健センターで届出を行うことになっておりますので、場所としては保健センターで面談及びアンケートの実施を行うこととなります。

そして、出産後につきましては、乳児訪問を健康推進課で子育て包括がございますので、その母子コーディネーターや健康推進課の保健師が乳児訪問に行ったときにアンケートを実施し、子育て応援給付金を支給していきます。

また、妊娠中8か月につきましては、おおむね7か月頃にアンケートを送付し、希望者には面接を健康推進課の保健師または母子コーディネーターが実施をしていきます。

それから、もし妊娠中にできなかった場合は、出生後三、四か月までにアンケートもしくは面接を行うこととなります。それから、流産、死産、そのほかについても対象となります。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

1点だけすみません。

出生届から3か月から4か月の実施という考え方でよかったのか。それから、もし届出を忘れていた場合、市として何か期限を設ける予定があるのか、その辺りを確認させてください。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

現在、今も切れ目ない支援を実施しておりまして、妊娠届出時から乳児訪問、それから健診までの間には、お母さんもしくは出産された方には、きちっと切れ目なく相談支援をしておりますので、最初に通知で周知を行っていきますので、その段階で把握ができるような仕組みを構築したいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○議長（杉村義仁君）

他に質疑のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

山田議員。

#### ○6番（山田門左エ門君）

質問いたします。

4款1項3目の12区分ですかね。委託料のシステム改修委託料なんですけれども、ほとんど委託しちゃうということで、なかなか難しいとは思いますが、これの実際のSEの単価だとか、プログラマーの単価、あとどんなソフトウェアのボリュームがあるのか、分かりましたら教えてください。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

現在、おおむねの概要だけしか分からず、今議員がおっしゃった詳しい費用については把握ができておりません。これからきちっと把握をする……。

○6番（山田門左エ門君）

そういうことにはなるとは思いますが、過去のシステム改修がいろいろ出ていますけれども、必ずソフトウェアのボリューム、それからSEだとかプログラマーの単価、1日当たりどれぐらいのステップで進めるのかというような根拠をきちっと取り扱ってチェックできるようにしていかないと、言いなりの金額で請求されてしまうので、ぜひそういうことをやるように、ちょっとお願いになってしまいますけれども、そういうことでよろしくお願ひします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・委員会付託の省略について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第33・委員会付託の省略についてを議題といたします。

議案第78号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第78号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第78号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第34・議案第78号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第10号）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

吉川議員。

○7番（吉川三津子君）

議案第78号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第10号）について、賛成の立場で討論いたします。

質問した結果、確実に妊婦の方にお金が入るということで大変安心をしております。しかし、一言意見を述べさせていただきたいんですが、今まで子育て関係の国から給付金、県からの給付金において、先ほど申しあげましたように、別居をしたり、調停中だったり、離婚をしたりすることによって、この給付の何年何月ということで区切られることにより、子育てしている本人にお金が入らないという状況が起きています。その部分については、ぜひ市として対策を取っていただきたいというふうに思っています。

また、そういったことにより、調停とか別居中の方々について、小学校に入ったときの補助ですね。そういったものも受けられなかったりとか、様々な問題、弱者のところで問題が起きております。そういった課題もしっかりと酌み取って、市独自の施策をつくっていただくことを要望いたしまして賛成討論といたします。

〔「議長」の声あり〕

○議長（杉村義仁君）

河合議員。

○4番（河合克平君）

では、議案第78号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第10号）について、賛成の立場で討論いたします。

今回のことについては、国が進めるという中で市が行うということではありますが、市も6分の1負担をするということで給付内容についてはお話がありました。先ほども質問をいたしました。4月4日を基準として、それ以前の方はもらえたりもらえなかったり、それ以降の人しか給付があったりなかったりというようなことで、その基準によって不平等差が生まれてしまうということもあります。

また、5万円と5万円ですり足りのかということも一方であるかと思っておりますので、そういったことでは、市独自に給付金を増やす、また国の基準ではなく市独自の基準に対象を拡大しながら給付をしっかりと行い、妊娠の期間を安心して過ごせるように行っていけるように、市独自に仕組みをつくっていただけることを求めて賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

馬淵議員。

○1番（馬淵紀明君）

議案第78号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第10号）について、賛成の立場で討論します。

核家族化が進む中、妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てできる環境整備は課題となっております。妊娠期から出産、子育てまでの一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即し

た必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、安心して出産、子育てができるようにしていただきたいのと、また今後そのような周知をしっかりといただくことをお願いし、賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第78号を採決いたします。

議案第78号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第35・発議第1号：愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

それでは、愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての説明をさせていただきます。

発議第1号、令和4年12月23日、愛西市議会議長・杉村義仁殿、議会運営委員会委員長・近藤武。

愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

愛西市議会の個人情報の保護に関する条例を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、愛西市個人情報保護条例が廃止されるため、愛西市議会における個人情報の保護に関し、必要な事項を条例で定める必要があるからでございます。

次に、条例案本文の後に添付されております資料で条例の概要を説明いたします。

資料を御覧ください。

第3. 制定の内容ですが、第1章、総則については、条例の目的、用語の定義、議会の責務を定めるものです。

第2章、個人情報等の取扱いについては、個人情報保有の制限、利用目的の明示、不適切な利用の禁止、個人情報取扱事務登録簿等の個人情報等の取扱いについて定めるものであります。

第3章、個人情報ファイルについては、個人情報ファイルの取扱いについて定めるものです。

第4章、開示、訂正及び利用停止については、個人情報の開示、訂正、利用停止、審査請求

について定めるものです。

第5章、雑則については、適用除外、個人情報等の取扱いに関する苦情処理等について定めるものです。

第6章では、罰則を定めるものです。

なお、本条例の内容については、現行の愛西市個人情報保護条例における個人情報の取扱いからおおむね変更するものではございません。

最後に、第4. 施行期日については、令和5年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、発議第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、発議第1号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、発議第1号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

河合議員。

○4番（河合克平君）

では、愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、議員発議ということで、全会一致で本来発議されることが望ましいとは思いますが、今回のこの個人情報保護に関する条例に関しては、国の新しい個人情報保護法の中で議会が適用除外となったことに伴って、議会としてもつくっておく必要があるため今回の条例制定となりました。つまり、国の個人情報保護条例については、第49号でもお話をしましたが、制限がなくなり、そして利活用が進むということで問題視をされておりますが、そういった内容も、この愛西市の個人情報保護に関する条例についても含まれています。

例えば4点にわたってお話ししますが、1点目は、情報の収集の制限がなくなりました。旧愛西市個人情報保護条例では、第6条2項で実施機関は、個人情報を収集するときは本人から収集しなければならないと収集を制限しておりましたが、この愛西市の議会の個人情報保護条例についてはありません。

また、2点目に要配慮個人情報の収集の制限がなくなりました。要配慮個人情報は、個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイルへの記載項目が義務づけられてはいますが、旧愛西市個人情報保護条例では、第6条3項で収集してはならないと規定をしております。そういう制限

をしているにもかかわらず、新しい条例にはその制限もなくなりました。

3点目に、オンライン結合による情報提供の制限がなくなったということであります。

旧愛西市個人情報保護条例では、第12条に実施機関以外の者に提供してはならないと禁止事項を決めていますが、今回の議会の個人情報保護に関する条例の制定の中では、オンライン結合についての制限はなくなりました。

また、4点目には、匿名加工情報についても制限が加えられていません。条例の第15条の2は、仮名加工情報は第三者に提供してはならないと規定しているにもかかわらず、匿名加工情報については取扱いの方法を決めているだけで制限を記していません。

今、提案のときにお話がありましたが、愛西市の個人情報保護条例と変わらないというお話もありましたが、今、比べて考えてみると、愛西市の個人情報保護条例、旧の条例から大きく後退をしているのではないかということが、この個人情報を保護するという点で足りない部分、あったものがなくなったということでは非常に問題であります。

また、匿名加工情報について、利用・活用について問題視をさせているわけですが、今回の条例についても、匿名加工情報についての制限もなく、利活用につながるということにもなります。

以上の点で、この愛西市議会の個人情報の保護に関する条例案について反対とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に反対の討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第36・議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査について**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第36・議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査及び調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続

審査及び調査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査及び調査をすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第37・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

○市長（日永貴章君）

令和4年12月愛西市議会定例会閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

11月29日よりお願いをしておりました本定例会でございますが、本日の追加上程させていただきました補正予算に関する議案をはじめとする各議案につきまして、慎重な御審議の上、御議決をいただき誠にありがとうございました。御議決をいただきました各議案につきましては、適切な運用に努めてまいります。また、一般質問、議案質疑などでいただきました御意見、御提案等につきましては、その内容をしっかりと確認させていただき、今後の市政運営につなげていきたいと考えております。

現在、令和5年度当初予算編成作業を進めております。積極的な財源の確保を行い、限られた財源を優先度の高い事業に配分し、効率的な財政運営を行っていくことで、持続可能な行財政基盤の確立を目指してまいります。

さて、令和4年も年末を迎え、寒暖の差も一段と大きくなってまいりました。議員各位におかれましては、健康管理に十分に御留意をいただき、よき新年をお迎えになられることを御祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

今年も一年、どうもありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

これにて令和4年12月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後0時10分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

杉村義仁

会議録署名議員  
第7番議員

吉川三津子

会議録署名議員  
第9番議員

角田龍仁